

犯罪被害にあった外国人の権利および支援制度の手引書

犯罪で被害にあった場合捜査や裁判過程
下記のような権利行使および支援が受けられます。

- 捜査や裁判の過程で不安や緊張を感じる恐れがある場合、信頼関係のある人を同席させることができ、意思疎通のために通訳者を要請することができ、裁判に直接参加して事件に対する意見を陳述することができます。
- 性暴力や児童虐待犯罪の被害者である場合、刑事手続き上、法律的な助力を受けるために弁護士を選任することができ、弁護士がない場合、検事が選定する国選弁護士の手助けを受けることができます。
- 家庭内暴力や児童虐待犯罪の被害者である場合、検査または警察に加害者の接近禁止命令などの措置を取るよう要請したり、裁判所に直接保護のための措置を取ることを請求することができます。
- 加害者から被害弁済を受けられなかった場合、一定の審査を経て、検察庁から治療費など経済的支援を受けることができます。(ただし、この場合、被害者は適法な大韓民国の滞在資格が必要で、加害者が外国人である場合、被害者は外国人登録などを終えた者であるべきです。)
- 家庭内暴力や性暴力犯罪の被害者である場合、捜査・裁判または権利救済の手続きが終了するまで滞在期間の延長許可を申請することができます。(ただし、家庭内暴力の場合、配偶者が大韓民国国民であるべきです。)
- 殺人、傷害など生命・身体被害犯罪と窃盗、詐欺など財産被害犯罪および性犯罪など犯罪被害を受け、捜査など被害救済手続きが進む場合、被害者が不法滞在者でも担当公務員は出入国管理事務所へ情報を知らせないことがあります。

※ 詳しい事項は、検察庁の被害者支援室に電話(☎1577-2584)して問い合わせるか、刑事司法ポータル(www.kics.go.kr)に接続して確認してください。

※ 検察庁に電話をしたり、直接訪問して相談しようとする場合、通訳が必要であれば、該当検察庁に通訳サービスを提供してくれることができるか問い合わせたり、各国大使館や多文化家族支援センター(☎1577-1366)に連絡して通訳サービスについて問い合わせてください

<上記のように情報提供を受けたことを確認します。> 20 確認者 (印)

<その他の方法で提供した場合> 口頭 電話 FAX 郵便 その他 担当者 (印)